平成30年10月からの大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業について

１　単価の改正

（１） 施行時期

平成３０年１０月提供分から

（２） 改正内容

訪問型サービス及び通所型サービスの基本報酬については、「国が定める単価」に変更がないため、本市が設定する基本報酬も変更しません。加算等については国が示したとおり、改正します。

【添付資料①】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成３０年３月６日）　資料抜粋

２　サービスコード変更点（平成３０年１０月サービス提供分以降）

1. 大牟田市介護予防訪問介護相当サービス
   * 生活機能向上連携加算の評価の充実

（現　行）　生活機能向上連携加算　　　　１００単位/月

（改正後）　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位/月（新設）

生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位/月

* 算定要件等は訪問介護における加算の取り扱いに準ずる。

●　同一建物等減算の算定要件の変更（建物の範囲等の見直し）

（現　行）１０％減算　算定要件

1. 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物

（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、

サービス付き高齢者向け住宅に限る）に居住する者

1. 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者

（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）

（改正後）１０％減算算定要件

1. 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
2. 上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者

（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）

　　　　　※ １５％減算の創設、区分支給限度基準額の対象外化については事業への適用は

行わない。

（２）大牟田市基準緩和型訪問型サービス

　　　　変更なし

（３）大牟田市介護予防通所介護相当サービス

* + 生活機能向上連携加算の評価の変更

（現　行）　生活機能向上連携加算　　　　１００単位/月

（改正後）　生活機能向上連携加算　　　　２００単位/月

* 運動器機能向上加算を算定している場合は１００単位/月

（算定要件等は通所介護における加算の取り扱いに準ずる。）

* + 栄養スクリーニング加算の創設

（現　行）　栄養スクリーニング加算　　　なし

（改正後）　栄養スクリーニング加算　　　５単位/回（新設）

　　　　※　６月に１回を限度とする

　（算定要件等は通所介護における加算の取り扱いに準ずる。）

（４）大牟田市基準緩和型通所型サービス

　　　　変更なし

（５）大牟田市介護予防ケアマネジメント

　　　　変更なし

【添付資料②】大牟田市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表（平成３０年１０月更新版）

平成３０年度の地域支援事業実施要綱等の実施に当たり、国の要綱・ガイドラインの変更があっており、これに基づき改正を行っております。

資料の容量が重いため、厚生労働省のホームページよりご確認ください。

●「地域支援事業の実施について」（平成18年６月９日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205728.pdf>

● 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年６月５日付け老発0605第５号厚生労働省老健局長通知）

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205730.pdf%20)

● 「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省計画・振興・老人保健課長連名通知）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000205731.pdf>

**厚生労働省ウェブサイト掲載先：**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184585.html>